

約 款

第 1 条 (総 則)

甲と乙とは、契約書記載の建築工事に関し契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、信義に従い互いに協力してこの契約を履行します。

第 2 条 (権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または承継させることはできません。

第 3 条 (甲が二名以上の場合)

甲が二名以上の場合は、甲の全員が連帯してこの契約に基づく義務を履行します。

第 4 条 (建築用地等の確保)

1. 甲は、建築用地および施工上必要な用地を、乙の求める期日までに確保し、乙の使用に供します。
2. 甲は、建築用地が借地の場合は所有者の建築承諾書を、また共有地の場合は共有者の建築承諾書を、この契約締結時に乙に提出します。

第 5 条 (工事店等の使用)

甲は、乙が工事を分割して乙の工事店等に施工させることを承認します。

第 6 条 (追加変更工事)

1. 甲と乙とは、この契約締結後に、設計および仕様の詳細について協議の上、着工予定日の 30 日前までに「変更契約」を締結します。
2. 甲と乙とは、前項の「変更契約」締結後であっても、甲または乙において工事の追加・変更または設計および仕様の変更を行わざるを得ない事情が生じたときは、工事内容、工期、請負代金額の変更について甲乙協議の上で取り決め、必要に応じて「追加変更工事契約」を締結します。
3. 乙は、甲が直接乙の工事店等に追加変更工事を申し出ても、これに対して責任を負わないものとします。

第 7 条 (工事の延期または中止)

1. 乙は、次の各号の場合、着工を延期または工事を中止することができます。
 - (1) 建築基準法第 6 条第 1 項または第 6 条の 2 第 1 項の建築確認申請に対する確認が、着工予定日の 30 日前までに下りないとき
 - (2) 甲が、請負代金の支払を遅滞したとき
 - (3) 甲乙間の意見の相違が著しく、正常な工事の遂行が困難なとき
 - (4) 工事の施工等について、第三者との間に紛争が生じたとき
 - (5) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき
 - (6) 契約の目的物または工事の完成に重大な影響を及ぼすおそれのある事情が生じたとき
2. 前項の場合、乙に損害が生じたときは、甲の負担とします。ただし、甲の責に帰すべき事由がないときはこの限りではないものとします。

第 8 条 (状況変更等)

1. 乙は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加・変更、天候の不良、地震や暴風雨等の天災等による不可抗力、もしくはこれらの事由に起因する部材調達の遅れや欠品、施工能力の減少、行政当局による新たな指導や法令の制定・改廃、その他正当な理由により、工事の完成に影響を及ぼす事態が生じた場合は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができます。
2. 乙は、前項の場合において、第 6 条第 1 項に規定する「変更契約」で定めた部材の調達が困難となったときは、甲に対してその理由を明示して、同等の性能を有する代替品を使用することにより仕様を変更することができます。
3. 甲および乙は、前 2 項の規定のいずれかに該当する場合もしくはこの契約締結時において予測できない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって請負代金の額が明らかに適当でなくなった場合は、相手方に対してその理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができます。

第 9 条 (第三者の損害)

1. 施工のために第三者に損害を生じさせたときは、乙がその損害の責を負います。

- ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその賠償の責を負います。
2. 前項の定めにかかわらず、施工について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の事由により、第三者に損害を生じさせたときは、甲がその賠償の責を負います。
 3. 前2項の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたるものとします。ただし、乙だけで解決しがたいときは、甲は乙に協力します。
 4. 契約の目的物にもとづく日照、採光、眺望阻害、圧迫感、電波障害等の近隣問題、その他甲の責に帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき、または第三者に損害を生じさせたときは、甲がその処理解決にあたり、乙は甲に協力します。この場合、第三者に損害を生じさせたときは、甲がその賠償の責を負います。
 5. 前4項の場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができます。

第10条（一般の損害）

1. 引渡までの間に、契約の目的物または工事材料その他工事一般について生じた損害は、乙の負担とします。
ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲が、その損害を負担し、乙の必要とする工期の延長を承認します。
2. 引渡後において、契約の目的物について生じた損害は、甲の負担とします。

第11条（不可抗力による損害）

1. 引渡までの間に、契約の目的物または工事材料その他工事一般について天災その他甲乙いずれの責にも帰することのできない事由によって生じた損害については、甲乙協議してその分担を定めます。
ただし、甲の責に帰すべき事由により引渡が遅滞している間に生じた損害は、甲の負担とします。
2. 引渡後において、前項本文に定める事由により生じた損害については、甲の負担とします。

第12条（完成検査）

1. 乙は工事を完成したときは遅滞なく甲に完成検査を求め、甲はすみやかにこれに応じ、双方の立会いをもって検査を行ないます。
2. 検査の結果、工事に瑕疵があったときは、乙はすみやかに補修します。
ただし、瑕疵が軽微な場合は、引渡後に補修できるものとし、乙は、補修期限を書面をもって甲に約束します。

第13条（請負代金支払と引渡の同時履行）

完成検査の後、甲は遅滞なく請負代金全額の支払いを完了し、同時に、乙は契約の目的物を甲に引渡しその所有権を甲に移転します。

第14条（住宅融資金等利用の場合）

1. 甲が金融機関等よりの住宅融資金等を利用し請負代金の支払いに充てる時は、甲は、次の各号の手続きを行ないます。この手続きが行なわれない場合には、乙は、着工を延期もしくは工事を中止し、または契約の目的物の引渡を拒むことができます。
(1)甲は、金融機関等発行の融資等証明書を着工予定日の30日前までに乙に提出します。
(2)住宅融資金等による請負代金の支払いが引渡時までできない場合には、甲は、乙の求めに応じて、前号の定める期限までに「債務承認並びに抵当権設定契約証書」および「抵当権設定仮登記承諾書」を、引渡時まで「印鑑証明書」を乙に提出するものとし、着工時までに乙所定の手数料を支払うものとし、
2. 乙は、甲が前項の手続きを行なったときに限り、契約の目的物を甲に引渡します。

第15条（提携ローン利用の場合）

1. 甲が乙の提携ローンを利用し請負代金の支払いに充てる時は、甲は、乙の求めに応じて、次の各号の手続きを行ないます。この手続きが行なわれない場合には、乙は、着工を延期もしくは工事を中止し、または契約の目的物の引渡を拒むことができます。
(1)甲は、提携ローン借入必要書類一式を着工予定日の30日前までに乙に提出します。
(2)甲は、契約の目的物および建築用地に関する登記手続きを乙が甲に代わって行なうことを承諾し、その登記の必要書類一式を引渡時まで乙に提出します。
2. 着工予定日前において甲の提携ローン借入申込が乙の提携する金融機関より承認されないときは、甲または乙は、協議の上、この契約を契約時にさかのぼって解除することができます。

この場合、甲および乙は、甲の既払金と乙が諸手続に要した費用とをすみやかに精算します。

第16条（瑕疵担保等）

1. 乙は、契約の目的物のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質法」といいます。）第94条第1項が規定する構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分については、引渡日から10年間、当該条項に基づく瑕疵担保責任を負います。
2. 乙は、契約の目的物について、引渡日から2年間、前項以外の瑕疵担保責任を負います。
3. 乙は、前2項の瑕疵担保責任とともに、契約の目的物について、末尾記載の「保証の内容」の定めに基づき、アフターサービス責任を負います。

第17条（履行遅滞）

1. 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により契約の目的物の完成を遅滞したときは、乙に対し遅滞日数1日につき請負代金の2,000分の1以内の遅延損害金を請求することができます。
ただし、工期の延長について予め甲の承諾を得た場合もしくはこの契約の定めにより工期が延長された場合はその日数、または引渡もしくは入居後の日数は、遅滞日数より控除します。
2. 乙は、甲が請負代金その他乙に対する支払を遅滞したときは、遅滞日数1日につき遅滞額の2,500分の1以内の遅延損害金を請求することができます。この場合、乙は契約の目的物の引渡を拒むことができ、このために要する管理費用等は、甲の負担とします。

第18条（住宅性能評価書の取得）

1. 甲は、この契約の締結にあたり住宅品質法第5条第1項が規定する住宅性能評価制度（以下「本制度」といいます。）に関する説明を乙から受け、この契約の目的物について本制度に基づく「設計住宅性能評価書」（以下「設計評価書」といいます。）を取得することを合意し、また着工予定日の30日前までに乙と協議の上、本制度に基づく「建設住宅性能評価書」（以下「建設評価書」といいます。）の取得の有無を書面にて取り決めます。
2. 乙は、次の各号の場合、ただちに甲に通知し、甲に対して、工事内容、工期、請負代金もしくは諸費用（以下「工事内容等」といいます。）の変更を求めることができます。
ただし、乙の責に帰すべき事由に起因して甲が損害を被った場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができます。
 - (1) 設計評価書の申請又は交付後にこの契約の目的物の設計仕様等の変更にともない、住宅品質法第7条第1項が規定する指定住宅性能評価機関に対する変更申請等が必要となったとき
 - (2) 設計評価書および建設評価書の交付を受けるため、工事内容等の変更を要する事態が生じたとき
3. 甲は、建設評価書の交付が引渡後になることを了承します。
4. 甲は、建設評価書を取得しないことを取り決めた場合は、着工後に建設評価書を取得できないこと及び次の各号の状況となることを了承します。
 - (1) 金融機関等よりの住宅融資の一部の優遇措置が受けられない可能性があること
 - (2) 住宅品質法に定める指定住宅紛争処理機関の住宅紛争処理手続が利用できないこと
 - (3) 建物を売却等する場合は、既存住宅の本制度が利用できないこと

第19条（甲の契約解除）

1. 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により着工予定日以後相当の期間を経過してもなお工事に着手しないときは、催告してこの契約を解除することができます。
2. 前項の場合、甲に損害が発生したときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができます。

第20条（乙の契約解除）

1. 乙は、次の各号の場合、ただちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 甲に請負代金の支払能力がないことが明らかになったとき
 - (2) 甲が、差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき
 - (3) 甲が、破産、会社更生、民事再生手続開始等の申立をし、もしくは受けたとき
2. 乙は、甲の責に帰すべき事由またはこの契約に定める事由により、着工の延期または工事の中止の期間が60日以上になったときは、催告してこの契約を解除することができます。
3. 前各項の場合、乙に損害が生じたときは、甲の負担とします。ただし、甲の責に帰すべき事由がないときはこの限りではないものとします。

第21条（契約解除による損害賠償）

甲の申し出によりこの契約が解除された場合、甲は、この契約の解除による乙の損害額を賠償するものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自らの企業方針として反社会的勢力を排除することを表明しており、これにともない甲も、乙に対して、現在および将来において、次の各号の事項を確約します。
 - (1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
 - (2)反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関係を有しておらず、また、いかなる場合においても反社会的勢力を利用しないこと。
 - (3)甲が法人である場合、甲の経営や運営に反社会的勢力を関与させていないこと。
 - (4)自らまたは第三者を利用して、乙または乙の関係者に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行わないこと。
2. 甲は、乙が反社会的勢力と甲との関係の有無に関する調査を行う場合、乙から報告を求められた事項については、客観的かつ合理的な範囲のものである限り、これに応じるものとします。
3. 乙は、甲が前2項の規定のいずれかに違反したと認められるときは、この契約を解除することができ、この場合は第21条の規定を準用することができるものとします。

第23条（個人情報取扱）

乙は、この契約を締結する際に取得した甲の個人情報の利用目的等に関して、別紙「お客様の個人情報の取り扱いについて」記載の内容を、あらかじめ甲に説明しました。

第24条（保証金の供託所およびその所在地）

乙は、契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第3条に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下の供託所に住宅建設瑕疵担保保証金を供託するものとする。

・東京法務局（所在地：東京都千代田区九段南一丁目1番15号）

第25条（紛争の解決）

1. この契約について紛争が生じたときは、甲又は乙の住所地もしくは建設地のいずれかを管轄する裁判所を第一審裁判所とします。
2. 前項の定めにかかわらず、当事者双方または一方から相手方の承認する第三者を選んでこれに紛争の解決を依頼するか、または建設業法、住宅品確法等の定める方法により解決することができます。

第26条（信義則）

この契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、定めます。

以上

保証の内容

保証書原本は、建物お引渡時にお渡しいたしますが、その内容は次のとおりとなっております。

1. 保証内容

(1) 保証期間

この契約の目的物の保証期間は、引渡日から保証項目一覧表記載のとおり期間とします。ただし、保証期間の欄に（*）印を記した項目については、後記2. の特記事項の定めによります。

(2) 保証期間内の補修等

保証期間内にこの契約の目的物に保証項目一覧表記載の保証の対象となる現象があらわれ、当社がそれを認めた場合は、無償で補修またはお取り替えいたします。

なお、付帯設備および付属施設のうちメーカーの保証のあるものについては、当該メーカーの定める保証内容によります。

(3) 保証期間終了後の補修等

保証期間終了後のお申し出については、補修またはお取り替えは有償にて承ります。

(保証項目一覧表)

対象部位		保証の対象となる現象例	適用の除外	保証期間
構造耐力上主要な部分	基礎	・不同沈下、ひび割れ、欠損の著しいもの	・コンクリートの収縮・徐変等起因する構造上特支障のない軽微なひび割れおよび白華	(☆) 20年
	柱・梁・耐壁・小屋組	・傾斜、ひび割れ、欠損、腐食、破断、変形・たわみの著しいもの	・材質収縮等起因し、構造上特支障のないもの	
	外壁パネル	・傾斜、ひび割れ、欠損、破断の著しいもの	・材質収縮等起因し、構造上特支障のないもの	
	床パネル	・傾斜、破断、変形・たわみの著しいもの ・振動の著しいもの	・床自体の重量や家具、人等の荷重による構造上特支障のない軽微なたわみ ・重積物の設置等、設計時想定外の載荷によるもの	
	屋根パネル	・変形・たわみの著しいもの	・諸負荷が作用しない屋根面の破損等起因するもの ・設備機器やペランダの設置等、屋根面上の重量等以外の載荷によるもの	
雨水の浸入を防止する部分	・屋根、外壁 ・屋根又は遮断開口部を設ける戸・枠 その他建具 ・屋根、外壁の内部、屋内にある雨水の排水管	・屋内への雨漏り ・雨漏りによる室内躯体や家具（ぬいじみ等）、仕上材のおおりの著しいもの	・屋根面の葺き等本来の目的以外の使用等起因するもの ・暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的水の浸入（換気風、換気口からの浸入を含む） ・家具、調度などの荷重（ぬいじみ等） ・極端な排水部分のメンテナンス不良等起因するもの ・建物の使用に影響のない軽微な雨水の浸透又は屋外面の水たまり	(*) (☆) 20年
構造耐力上主要な部分以外の下地及び仕上	基礎	仕上材	・仕上材のひび割れ、はがれ、欠損の著しいもの	2年
	床	下地及び仕上材	・床のたわみの著しいもの ・仕上材の剥離、ひび割れ、はがれ、継ぎ目の隙間の著しいもの	
	外壁（外装面）	下地及び仕上材	・ひび割れ、欠損、はがれ、浮きの著しいもの	

対象部位		保証の対象となる現象例	適用の除外	保証期間	
構造耐力上主要な部分以外の下地及び仕上	屋根	屋根葺材	・破損、はがれ、ずれ、脱落 ・屋根面の劣化等による起因するもの ・設備機器の設置、積雪等、屋根面への設置等以外の載荷によるもの	2年	
	内壁	下地及び仕上材	・ひび割れ、はがれ、浮き、継ぎ目の隙間の著しいもの ・仕上材の変質の著しいもの		
	天井	下地及び仕上材	・たかみの著しいもの ・仕上材の変質、ひび割れ、はがれ、継ぎ目の隙間の著しいもの		
	建具	ドア、窓等の内装及び外装建具	・取付不良、作動不良 ・反り、隙間の著しいもの		
	塗装	仕上面	・白蟻、亀裂、はがれの著しいもの		
	浴室等の水廻り部分	目地、防水層及び水廻り部分と一般部分の接合部	・水漏れ ・水漏れによる室内仕上の汚損		
	結露	下地及び仕上材	・結露水のしたたり ・結露水による汚損、カビ		
外装部材	植、鉢、バルコニー、屋外階段等	・材料の変質、変形、割れ、反り、隙間、ゆるみの著しいもの	・設備機器、積雪等、設置等以外の載荷によるもの	2年	
内部装作	造り付け戸肌、収納家具、カーテンレール等	・材料の変質、変形、割れ、反り、隙間、ゆるみの著しいもの	・設置等以外の載荷によるもの		
外装部材	ポーチ、テラス、犬走り、内外土間等の下地及び仕上材	・沈下、ひび割れ、はがれ、欠損の著しいもの	・乾燥等による起因する軽微なひび割れ又は白蟻 ・機能上影響の少ない軽微なもの		
注 付帯設備	給水、給湯、排水設備	配管	・漏水、排水不良、腐食、破損	・異物のつまり、凍結による起因するもの ・水金の過剰な締めによる起因するもの ・止水部分のパッキン等の消耗品の劣化による起因するもの ・使用上の誤り、こと等によるウォーターマンによる起因するもの ・薬品、塩酸洗浄などの腐蝕性排水又は逆流排水による起因するもの ・高圧水の継続的排水による起因するもの ・水との化学反応で固着化するもの排水による起因するもの	注 10年又は2年
		水栓	・取付不良、作動不良、破損		
	キッチン、サニタリー設備	厨房機器、衛生機器、浴槽、防水パン	・取付不良、漏水、排水不良、破損、作動不良	・浴槽等の自然現象による起因するもの ・地盤の不均等沈下による起因するもの (低圧排水による作動不良)	
		電気、情報設備	100V/200V 電気配線、TV着管、電話配管 コンセント、スイッチ、TVターミナル、電話アウトレット		
	ガス設備	ガス着管、ガス栓	(供給業者の定めによる)	・供給業者の定めによる	
		ガス器具	(製造メーカーの定めによる)	・製造メーカーの定めによる	
	灯油設備	灯油着管	・腐食、破損、漏油		
		灯油のく、灯油器具	(製造メーカーの定めによる)	・製造メーカーの定めによる	
	換気設備	換気ダクト	・腐食、破損、漏気		
		給気風、排気風、屋外フード	(製造メーカーの定めによる)	・製造メーカーの定めによる	
雑工事	注 外構	門扉、塀、フェンス、カーポート、アプローチ	・作動不良、仕上材の亀裂	2年	
		植栽等	・枯損	1年	
虫害	注 防虫処理を行った部分	・ヤマトシロアリ又はイエシロアリの発生による腐蝕、損傷	・畳、ジュウタンに発生するダニ類による被害	10年	
	防虫処理を行っていない部分	・ヒラタクイムシの発生による腐蝕、損傷	・畳、ジュウタンに発生するダニ類による被害	2年	

《備考》注1：各付帯設備は、水道、電気、ガスの供給本体、又は、製造メーカーの定めがある場合は、保証の対象となる現像例・適用の除外はそれによるものとする。
 自然の消耗や劣化（腐食、破損、変色、錆、腐食、ひび、剥離、変形など）と直接関係しない不具合全般、当社の標準指定品以外の特注商品及び電機等の消耗品、並びに外構工事に含まれる屋外設備、各種軒仕置工事については対象外とする。
 エレベーターについては、別添製造メーカーとの間で定めるものとする。
 注2：仕様の「戸建用」記載の設備は10年、「戸建用」以外記載の設備は2年とする。
 注3：外構工事については当社が直接請負工事を行ったものを対象とする。
 注4：防蟻処理を行った部分については土壌処理工事を行ったものを対象とする。

(注) 前記保証項目一覧表における「著しい」とは、そのものが本来持つべき機能を有しない場合、又は通常修理が必要と思われる程度をいう。

2. 保証期間に関する特記事項

- (1) 保証期間の欄に(*)印を記した「雨水の浸入を防止する部分」の保証期間は、当社所定の10年点検をお受けいただき、当社がメンテナンス工事(有償)を要すると判断した項目については当社が指定する内容のメンテナンス工事(有償)の完了をもって、引渡日から20年とさせていただきます。
- (2) 上記(1)の項目の保証期間は、10年点検をお受けにならなかった場合または10年点検をお受けになられた場合でも当社が指定する内容のメンテナンス工事(有償)を実施されなかったときは、引渡日から10年とさせていただきます。
- (3) 10年点検のご案内につきましては、当社よりご連絡を差し上げます。なお、10年点検の実際の実施日は、引渡日から10年経過後となる場合があります。
- (4) 10年点検とメンテナンス工事(有償)の完了の際には、当社より書面による報告を差し上げますが、これらの書面は、上記(1)の項目について20年保証をお受けになる場合に必要となりますので、保証書と一緒に大切に保管して下さい。

3. 20年以降の保証期間延長をご希望される場合

- (1) 引渡日より20年以降の保証期間延長をご希望されるお客様には、保証期間の欄に(☆)印を記した「構造耐力上主要な部分」と「雨水の浸入を防止する部分」については、当社所定の20年点検をお受けいただき、当社がメンテナンス工事(有償)を要すると判断した項目については当社が指定する内容のメンテナンス工事(有償)の完了を条件に、20年経過時より更に10年間の保証期間の延長をさせていただきます。
- (2) 上記(1)の場合、新たに延長保証書を発行させていただきます。
- (3) 上記(1)の項目の保証期間は、それまでの定期点検を一度でもお受けにならなかった場合または定期点検をお受けになられた場合でも当社が指定する内容のメンテナンス工事(有償)を実施されなかったときは、それ以降延長されません。
- (4) 10年間の保証期間延長を繰り返すことにより、最長で引渡日より60年まで保証期間を延長することができます。
- (5) 定期点検は5年毎に行いますが、35年目以降の点検は有料になります。

4. 適用除外

保証期間内でも、次の場合は適用を除外させていただきます。

1. 請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。
2. 請負者が不適当であることを指摘していた場合における建築主の支給材料、支給機器類又は、建築主から与えられた指図、あるいはこれらに類するもの。
3. 「リビングマニュアル」「取扱説明書」などに示された住まい方、取り扱い方、によらない通常の住まい方と異なる使用・管理に起因するもの、及び定期的に必要なメンテナンスを怠るなどメンテナンス状況に起因するもの。
4. 住宅の性能・機能等に著しく悪影響を及ぼすような通常想定されない使い方に起因するもの。
5. 入居者・所有者又は第三者の故意又は過失によるもの。

6. 引渡し後、屋根・外壁にベランダ、物干し、アンテナ、水槽、物置等の取付を行いこれに起因するもの。
7. 地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因した被害で、かつ周辺の類似した構造の建築物に同様の被害が発生している場合。
8. 敷地周辺にわたる地盤の変動・地割れ、土砂崩れ、又は、公害、塩害等周辺の環境に起因するもの。
9. 周辺の建設工事、又は、周辺地域の恒常的な振動に起因するもの。
10. 故意・過失等による自動車等の重量物の衝突、近隣での火災、ガス爆発等の予期せぬ外来事故に起因するもの。
11. 通常想定されうる自然の劣化（磨耗、さび、かび、変質、変色等）その他類似の事由による場合。
12. 植物の根等の成長、及び鳥・コウモリ・ネズミ等小動物の害に起因する損傷、機能不良、二次的被害。
13. コンクリート、モルタルについては乾燥収縮に起因する軽微なひび割れ。
14. 建物の使用上影響のない居住性に関するもの。
15. 契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故。
16. 引渡し時に申し出がなかった仕上げのキズ等（明らかに引渡し前に発生したと判断できるものは除く）。
17. 保証期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
18. 軽微な瑕疵で、それを補修するのに多額の費用が発生するもの。
19. 前各号による場合のほか、保証項目一覧表の“適用の除外”欄に掲げるものに該当するもの。

5. その他ご注意事項

- (1) 保証書は大切に保管して下さい。また、保証書は、万一紛失されても再発行はいたしかねますので、ご注意下さい。
- (2) 建物の所有者または居住者が変更になった場合は、すみやかにその旨を当社指定の定期点検窓口にご連絡下さい。また、保証期間中については、残りの保証期間に限り、譲受人に対して保証を継続させていただきます。
- (3) 補修、お取り替え及び定期点検は、当社が委託する他の業者が行うことがあります。

以上

1412-A